

2024 年 7 月 22 日
日新火災海上保険株式会社

「感染症」を補償する各種商品における補償対象等の見直しについてのご案内～

日新火災海上保険株式会社（社長：織山晋、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020 年 5 月以降、各種商品における「感染症」の対象等について改定を実施いたしました。

2023 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）の「五類感染症」に変更され、季節性インフルエンザと同様の位置付けとなったことを受け、今般、各種商品における「感染症」の対象等を 2020 年 5 月以前の補償内容に見直す等の改定を実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する補償内容の詳細については、各商品の約款をご確認ください。ご不明な点がある場合には、当社取扱代理店までご照会ください。

1. 個人向け商品について

改定内容
傷害保険の「特定感染症危険補償特約」について、感染症法における「指定感染症 ^(注1) 」および「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症 ^(注2) 」を補償対象外とします。これにより、 <u>補償対象となる感染症は、感染症法における「一類感染症、二類感染症、三類感染症」（2020 年 5 月改定前と同様）</u> となります。

現行（改定前）	改定後
一類感染症、二類感染症、三類感染症、 <u>指定感染症^(注1)、第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症^(注2)</u>	一類感染症、二類感染症、三類感染症

2024 年 5 月現在、「指定感染症」「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に位置づけられている感染症は存在しないため、今般の改定前後で補償対象となる感染症に変更はございません。

対象商品	対象特約
●日常生活傷害補償保険 （日常生活コース（本人型・家族型）、こどもコース、総合補償コース（本人型・家族型）） ●ジョイエ傷害保険（個人プラン、キッズプラン、ファミリープラン）（2019 年 10 月 1 日以降保険始期）	特定感染症危険補償特約

(注1) 政令により一類感染症、二類感染症、三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り
ます。

(注2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から
世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限りま
す。）であるものに限りま

2. 事業者向け商品について

改定内容	
保険金のお支払対象となる感染症から、 <u>「新型コロナウイルス感染症^(注1)」を削除し ます。</u>	

対象商品	対象特約
企業財産総合保険（ビジネスプロパティ）	特定感染症等利益補償特約
統合賠償責任保険（ビジサポ）	特定感染症等事業者費用補償特約 ^(注2)

新型コロナウイルス感染症が「保健所等が消毒命令等を行うことのできる感染症」に
該当する場合に限り、保険金のお支払対象としております。2023年5月8日に新型コロ
ナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」に位置付けられたことにより、保健所
等が消毒命令等を行うことのできる感染症に該当しなくなったため、2024年5月現在は
保険金のお支払対象外であることから、今般の改定前後で保険金をお支払いする感染症
に変更はございません。

(注1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共
和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに
限ります。

(注2) 2024年9月30日をもって販売を終了します。

3. 改定対象契約

本改定は、2024年10月1日以降保険始期契約を対象とします。

以上